

日本企業が中国でトラブルを避けるための秘策

—事例に見る中国法の実情

北京天達共和法律事務所 パートナー・弁護士 張和伏

I 人治の国から法治の国への転換

中国は人治の国か法治の国かと問われれば、多くの日本人はおそらく「中国は人脈に頼る社会」と答えるでしょう。

「法律に従うよりも、一緒にお酒を飲めば不可能も可能となる」と思い、何かあればすぐに「老朋友」（中国語で、古い付き合いの友人を意味する）に頼めば何とかなると思いつく傾向があります。確かに、そういう時代もありましたが、中国の社会も変化しており、今となっては「老朋友」に頼むことには危険もはらんでいます。まずは、人治の国から法治の国への転換を遂げつつある中国の現状を

見てみましょう。

1、法令整備の進行

1949年、中華人民共和国の建国に伴い、中華人民共和国の法律が一斉に廃止されました。その後、法整備が進められ、1953年に初めて憲法が施行されました。しかし、1957年に「反右派運動」が始まってからは、法律の立法さえ政治運動の妨げとされ、法律が形骸化されてしまい、法令制定の作業も全て中止に追い込まれました。その後、1960年代前半から法律制定の作業がようやく再開されましたが、1966年に始まった文化大革命が約10年間続き、すべての大学が閉鎖され、法学部もまたこの災いを逃れ



ることはできませんでした。私自身は1965年に小学校に入学したものの、翌年まで教科書すら配布されませんでした。教科書の代わりにみんなが持っていたのは赤い表紙の「毛沢東語録」でした。その後、中学校には一応在籍したものの、何も勉強させてもらえず、中学校に出てきてから、工場で労働者として働いていました。1979年、鄧小平の改革開放のおかげで、中国政法大学に文革後の第一期生として入学しました。その時まで、中国の大学には法学部がなかったのです。即ち、その当時の中国には法律が皆無に等しかったのです。

1978年、中国の改革開放が始まった翌年には「中外合弁企業法」が施行さ

れ、「憲法」も改正されるなど法整備が急速に進みました。特に1990年代に入ると、法整備が一気に加速し、数多くの法律が施行されました。今では、日本に存在する法律は中国でも全て制定されており、法律の数を見ると日本より多いといっても過言ではありません。その中身を見ると日本の法律よりも多くの細目が制定されています。例えば、1994年に定められた日本の「製造物責任法」は6条から構成されていますが、これに相当する中国の「製品品質法」は日本より1年早い1993年には制定されており、その内容は日本の10倍以上の74条にもおよび、関連規定も多く制定されています。また、ほんの数年前には中国でも「独占禁止法」（以下、「独禁法」）が制定され、その関連規定も10本以上制定されました。それだけではなく、この法令に関連する案件も多く発生しています。

2、運用の曖昧さ

しかし、中国の法律に不明瞭な部分もあります。例えば、「労働契約法」は制定後に「わかりにくい」「明確でない」などの意見が多く寄せられました。これらの声に応え、関連する「実施細則」が制定されたという経緯があります。日本

では、法律の制定後に暫定条例を制定するというのは異例と思われるかもしれませんが、中国では、法律が公布された後に実施細則などが公布されるのがごく一般的です。また、「司法解釈」（最高人民法院より制定された法令の解釈）のもとで、法律を運用するケースもよくあります。しかし、「細則」などが制定されたにもかかわらず、「分かりにくい」「不明確である」との声も多く聞かれ、当局担当者の解釈や応用も様々です。また、地域によっては、法律の運用が異なることさえあります。一つの事例を挙げて説明します。2008年1月1日に施行された「労働契約法」の14条がかなりの注目を集めました。「労働契約法」14条は、「連続して2回固定期間労働契約を締結しており、継続して労働契約を締結する場合、無固定期間労働契約を締結しなければならぬ」と規定しています。この内容によると、従業員が10年以上連続勤務した場合、また2回以上固定期間のある雇用契約を締結した場合、従業員との間で終身働く権利を従業員に認める労働契約を結ぶ必要があると解釈されます。即ち終身雇用しなければならぬということです。この14条について、従業員の2回目の雇用が満期を迎えた時点で、企

業側が労働契約を解除する権利があるかどうかは不明瞭です。上海市の裁判所による司法解釈によれば、2回目の雇用期間が満了した時点で再雇用するかどうかについては、企業側に判断する権利があるというものです。即ち、3回目の契約は必ずしも締結しなければならないわけではないという解釈です。しかし、北京市の裁判所の解釈は、これとは異なっています。北京の裁判所は、3回目の契約締結について、従業員から「解約したい」という申し出がない限り企業側は再雇用しなければならないとの解釈を示しています。「雇用してもいい」ではなく、企業としては雇用「しなければならない」という意味であるとの解釈です。

3、法治国への転換

振り返ってみると、中国は現在まさに、人治社会から法治社会に変貌しようとしている時期にあります。中国政府指導部は、今後は法律に基づいて事業を進めるという姿勢を既に明確に示しています。昨年、中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議にて、「法による国家統治」という方針が採択されました。日本では、「法による統治」は当たり前のことですが、中国で党の代表会議で「法による統

治」が取上げられ、採択されたのはまさにこれが初めてです。日本でも注目されているようですが、習近平政権以前の政権では、最高指導者の中に法学部出身者が一人もいませんでした。文系出身者が法律専門家が指導者になれば、中国も変わるのではないかという声が前々から大学の教授らの間では上がっていました。中国全人代の代表、いわゆる国家議員の中に法律専門家の代表はどれほどいるでしょうか。アメリカでも日本でも、法律系の議員は相当な人数がいるはずですが、中国全人代にはせいぜい数人だけです。しかも、その発言力も非常に弱いレベルでした。要するに、これまでの指導者のほとんどは理系出身者でした。現政権では中国初の法学部出身の指導者が誕生し、中国でかなりの反響がありました。

4、中央新指導部より進められた反腐敗の強化

そのような変化とえば、つい最近まで、旧正月に政府関係者の自宅前に「疑わしい」中身のお土産を持って挨拶に行く人で溢れかえるほど混雑したり、役人の接待に使われることが多い高級レストランは予約が取れないほどの繁盛ぶりが目立っていました。このようなレストラ

ンは、習政権による「腐敗撲滅運動」によって閑古鳥が鳴くまでに客足が減っています。役人は接待に声をかけられても断ることが多くなりました。そうしたければ、職を解かれるおそれが出てきたからです。昨年には「憲法の日」が制定されました。中国では、日本のように「今年の漢字」を選ぶ慣習はありませんが、昨年、一部のマスコミが「今年の漢字」として「法」の文字を選んだことが報道されました。このような変化を見ると、中国が人治社会から法治社会へと確実に変わりつつあることがうかがえます。

II 行政社会から行政権限削減に向けた改革

中国で起業する場合、日本と異なり、政府の許認可が必要です。これは、中国に進出する日本企業も例外ではありません。中国に入るときも出る時も政府の許認可が不可欠です。一つの建物を建てるのにも100以上のハンコを押さなければ、許可をもらえないとも言われます。場合によっては、中央政府から地方政府まで複数の地方政府諸機関の認可と中央政府諸機関の認可が必要となります。会社の設立に際しては、およそ3か月にわ

たる複雑な手続きを経なければなりませんし、公印を押す必要のある資料だけでも何ページにもなります。中国から撤退するにも清算や譲渡などの手続きに1年以上かかります。このような事情を見れば、当然ながら行政改革が必要となってきます。習近平指導部が発足した後、2014年度には、李克強総理が40回におよぶ国务院常务委员会を開きました。そのうち21回の会議で行政改革が審議されており、2014年には798項目にわたる行政許可項目が取り消されました。

日本では経営に際して登記簿謄本が必要となるように、中国で営業するために、これまで、工商局交付の営業許可証、税務局の地方税と国税との税務登録証書、製品品質監督局の事業者番号登録証などを取得しなければなりません。昨年からは、一部の地方ではこの3機関での登録が一つの証明書にまとめられることになりました。また、上海、広東、福建、天津の4地区に自由貿易区が設立されたことをきっかけに、設立の手続きを軽減する行政改革が進められました。

Ⅲ ルーズな側面と厳格な側面が併存する社会

私が今回来日する直前に、中国商務部から「外国投資法（草案）」が発表されました。これは中国に進出する外国企業にとって大変重要な法律です。中国は行政社会の厳しい一面がありながら、計画の変更もありうるという柔軟性も兼ね備えています。これまではネット上でビジネスを行う場合、そのライセンスは中国国内企業にしか与えてきませんでした。しかし、実際には、10年前から中国企業と契約を結んで、中国企業の名義で、外国のIT企業が何らかの形で次々とネットビジネスに参入しています。このように、法律上できないとされていることでも、回り道をすれば実現が可能なのです。いわば、「上に政策があれば、下に対策がある」という状態です。中国では、土地は国が「集体」（集団）が所有しており、個人や企業などは土地の所有権を持っていません。土地を購入する場合には、土地の使用権を買うこととなります。法律に基づいて土地使用権を売買する場合には、入札手続きを行わないと土地使用権を取得することはできません。しかし

実際には、形式的な入札を行い、事前の内々に決まった企業に有利な入札条件を役人が設けて落札をさせるようなケースがあります。例えば、ある企業に落札させたいという意図がある場合、その企業の売上、事業内容、会社の規模、従業員数など全ての現状に合致した条件を入札条件として公開したうえで入札を公に行います。即ち、法律上では何人も入札できると謳いながら、実際には内々に決まった落札者が落札するように事前に仕組まれているのです。また、中国の法律は地雷のようなものであるとも言えます。地雷には触らなければ害はありませんが、触れたら危険です。俗に「摸着石头过河」（踏み石を探りながら、川を渡る）とよく言われるように、踏み石を踏みはずしたら、川に落ちて溺れてしまいます。写真は、ある日系企業の排水管プロジェクトが引き起こした住民による抗議事件の様子を撮影したものです。工場からの排水が環境問題に発展するのではないかと危惧した地元住民数万人がデモを起こして抗議したのです。当初、地元政府は積極的にこの企業を誘致し、広い土地を提供し、税制面でも優遇し、工場が完成するまで、誘致プロジェクトのすべてについて「大丈夫」という太鼓判を押してきた



ました。しかし、この工場は操業が環境基準を満たすか否かを判断する省政府の審査に合格していなかったのです。

また、数年前、経済不況の中で、ある日本企業は中国に大型工作機械を輸出しようとしていました。中国の「国内投資プロジェクトにおける非免税輸入商品目録」によれば、回転直径は630mm以上の場合は免税とされています。しかし、この日本企業の機械は、加工回転直径が48

0 mmしかありませんでした。契約相手である中国企業は関税を逃れたために、日本企業に対してパラメータの修正を要求しました。中国側は、「税関に知り合っているから」と言って日本側を説得したのです。日本側は大変悩んだ末、契約相手の要求に応じてしまいました。この日本企業は、実際の480 mmと関税基準の630 mmとの二通りのデータをそれぞれ提出したのです。その後、中国国内でライバル会社に告発されて、大問題になりました。この件について、検察は個人犯罪と法人犯罪の容疑として日本側の総経理とその他中国人スタッフが捜査しました。中国では法人犯罪に問うためには、会社の決議があるかどうか、利益を得たかどうか等様々な条件があります。幸い、この件ではそのような条件を満たさず、データの修正は中国語による作業だったため、日本の本社ではなく、100%出資した上海の子会社が行ったことであることが証明できる要素があったのです。そこで子会社の日本人総経理を更迭し、逮捕されないよう、日本に帰国させるなどし、結局、法廷で法人犯罪ではないとの弁護側の意見が認められ、上海子会社のスタッフが有期懲役の判決を受けたことで一件落着きました。

IV 中国事業で注意すべき商業賄賂

日本で「商業賄賂」と言えば、賄賂を受け取る相手は公務員に限定されますが、中国では公務員だけではなく、民間同士の取引においても商業賄賂と認定される場合があります。ビジネスで、不正な競争行為があったり、金銭または利益の供与と見返りに受注したり、ビジネスチャンスを取得したりすると、商業賄賂にあたります。今、習近平政権が進めている大物政治家まで失脚させるほど強力な腐敗撲滅運動は、その対象のほとんどが商業賄賂です。日本企業が巨額の賄賂をビジネスに使うことはあまりないのですが、知らず知らずのうちに賄賂事件に巻き込まれるケースは少なくありません。例えば、日本の自動車メーカーがローンによる購入を推進するために、利益の一部をバックマージンとして販売代理店に渡し、たという事例があります。これは商業賄賂に該当するかどうか微妙なところであり、地元の工商行政管理局の判断によっては明暗が分かれます。

では、一般的な儀礼と贈賄をどう区別すればよいのでしょうか。これについて、最高人民法院（日本の最高裁判所に相当

する）は司法解釈にて基準を示しています。その基準を見ると、金銭やり取りの背景を金品の価値、普段の交友関係、関連するビジネス事業に対する認知の有無を踏まえて判断するとされています。金品の価値について、1992年に公布された国務院の規定によると、2000人以上の手土産を收受した場合には、上級機関に報告して上納しなければならぬとされ、2000元以下であれば特に報告の必要はないとされています。当該規定は公布後20年が経過しているのに未だ改正されたことがありません。また、刑事処罰を与えるかどうかの判断基準は5000元です。金銭の授受を避けるのは当然としても、現物を手土産として渡す場合でも、なるべく5000元を超えないようにするのが無難だと言えます。5000元を超えると、法に触れる可能性が高くなります。また、手土産を渡すタイミングにも留意が必要です。参加しようとする入札の前に手土産を渡したり、関連する部門の役人を接待するなどには慎むべきです。例えば、中国の政府関係者が日本本社を訪問した際に、手土産を渡すのは商業賄賂にあたるのでしょうか。手土産が2000元以上であれば、企業側に特別な頼みごとがあるかどうか、ビジ

ネスを有利に導く意図があるかどうか、判断の材料となります。では、取引先を訪問した際に、打ち合わせが終わるとちょうど昼食や夕食の時間になるような場合はどうすればよいのでしょうか。食事の接待では、一人あたり数千円に上るような豪華な接待は避けるべきです。一般的な常識の範囲での食事の接待は問題ないと考えられます。逆に日本企業側が中国側を訪問する場合に手土産を持参することの是非について、例えば、入札前の手土産の持参など、ライバル社を蹴落とすことが目的と認識されるようなことはやめたほうがよいでしょう。中国訪問に際しての手土産については、公に渡せばよいですが、陰でこっそり渡すのはまずいと言えます。贈る相手が団体の場合、特に飾り物のような物であれば、その代金が50000元を超えても大丈夫ですが、50000元を超える飾り物を個人に渡すのは、やはり問題になると言えます。

V 政治と経済が緊密な関係にある社会

私が30年前に大学法学部に入った頃にはすでに「政策と法律の効力はどちらが優先されるか」が議論されていました。

いまだに結論が出ていません。基本的に、政策は中国共産党が作るものであり、法律は全人代、国務院により制定されるものです。共産党は法律を制定することはできないものの、それに相当する効力を持つ通知や通達を發布することがあります。政策と法律のどちらが上なのかと問えば、その答えは法律なのですが、実際のところ、政策の効力のほうが強いケースがほとんどです。中国の憲法を読んでみればわかりますが、鄧小平の思想や「三つの代表」など政治的概念が盛り込まれています。中国の現状では、政治と法律をはっきり分けることは難しいと言えます。中国の「会社法」を例にして説明してみます。その18条は労働組合に関する条文で、「労働組合を設立する権利を有する」という内容です。本来は、このような内容は「組合法」「労働法」に定められるべきですが、19条には「会社内に中国共産党の組織を設立し、…」と定められています。この定めについて、中国の法曹界では理解不能という声があります。実は、会社法が制定されたから、数年間の間、全人代では採択されませんでした。その理由は、上記の内容を入れないと中国が資本主義になってしまおうとして、全人代の長老たちが難色を

示したからです。結局、法曹界のほうがあきらめたので、19条が今の会社法に盛り込まれたのです。

中国でビジネスを行う場合、政治問題に巻き込まないように留意する必要があります。毎年9月18日前後には、日本大使館が中国に滞在する日本人に対し、「9・18」に関連して注意喚起を促しています。このほか、12月13日は「南京大虐殺」の記念日とされ、つい最近「国家記念日」として位置づけられました。過去の戦争に深く関係するこれら特定の日にはトラブルに巻き込まれないように特に気を付けていただきたいです。

VI 強い権利意識に伴い、トラブルの多い訴訟社会

「世界一の仲裁センター」とも称されるように中国では訴訟にまで発展するトラブルが多く発生しています。中国全土には225の仲裁機構があり、年間仲裁案件数は10万件以上にのぼります。私自身も中国国際経済貿易仲裁委員会の仲裁員を務めています。なぜ中国では仲裁件数がこれほど多いのでしょうか。中国人の権利意識は日本人より強く、アメリカ人に近いと言われています。すなわち、



中国では、自分の権利は自分で守るという意識が強いのです。毎年3月15日には「3・15全国消費者權益保護デー」を迎えますが、その当日には全国各地で関連イベントが開催されます。そして、CCTV（中国中央テレビ局）では消費者保護をテーマとした特集番組を放送するのが慣例となっています。

この特集番組は、テレビ局の記者が潜入取材により撮った映像を編集した番組です。この番組では、日本の自動車メーカーや家電メーカーなども取上げられたことがあります。この権利意識にどう対応すればいいのか、中国企業を相手取って訴訟を起こしても、日本企業は勝ち目

がないのではないかな等の相談を、私はこれまで日本企業から受けたことが度々あります。日本企業は欧米企業と違い、訴訟への対応が消極的だといえます。しかし、実際、私が引き受けた訴訟案件だけでも、その8割から9割は勝訴を勝ち取っています。

VII 中国社会に馴染まない日本のビジネス慣習

日本では契約書がなくても注文書のみで取引が成立したり、また口頭の約束で信頼関係が構築されるというビジネス慣習があります。一方、中国は口頭より書面重視の契約社会といえます。また、「すみません」という日本語を中国語に翻訳すれば、「对不起」になりますが、中国ビジネスでこの中国語を使うと、自らの過ちを認めたと相手側に受け取られてしまいかねません。日本では、「検討します」と相手に言われると、「7割がた無理だという予測がたちますが、中国では、「検討します」と言われればこの取引は7割から8割程度成立したと解釈されてしまいます。私が扱った去年の事例をご紹介します。日本の会社の対応が悪い例を紹介したいのではなく、中国

の慣習に対する理解が足りないという一例です。ある中国の太陽電池モジュールメーカーは日本のバックシートを使ってモジュールを生産し、製品をヨーロッパに輸出していました。しかし、輸出先のドイツやフランスなどの国は寒くて日照時間も短いため、湯沸かし器の水を温めるのに普通より2時間ほど余計に時間がかかるというクレームが取引先から来ました。中国企業側がいろいろ調べた結果、日本メーカーのバックシートが問題ではないかと結論づけ、日本側のスタッフを呼び出しました。日本側の営業マンは中国企業の工場に駆けつけ、「損害を引き起こし、大変申し訳ありません」と頭を下げました。中国側がその場で損害賠償を要求したところ、その営業マンはそれに対してはイエスカノーかをはっきり言わずに、「根拠と明細をください。持ち帰って上司と検討します」と答えました。その後、日本企業は提訴されました。なぜ提訴に踏み切られてしまったのでしょうか。中国側から見れば、「对不起」（すみませんという意味）と日本側が言ったので、日本側として品質問題の責任を認めたものと思ったのです。責任を認めていないなら、言うべきではない言葉だったのです。中国のビジネスでは「对不起」

は軽々と言ってよい言葉ではありません。これはビジネス慣習の違いが引き起こした問題だと言えます。

トラブルに対する対応の仕方について、アメリカ企業と日本企業を比べてみましょう。日本企業は対応のし方が上手とは言えませんが、例えば、マスコミの対応と言えば、日本企業は「本件について、まだ発表しておりません」、「裁判中でありません」とコメントを差し控えさせて頂きます」と決まり文句を言うことが多いのですが、これは、中国人から見れば、責任感のなさが露呈されているように感じられるのです。アメリカ企業の場合、日本企業とは異なる対応のし方をしています。日本企業はこういったトラブルに直面すると、まず対策本部を作り、広報担当者を決め、内部で検討して結論を出すまでにかかなりの時間がかかる傾向があります。さらに、問題が発生してから対応するので後手に回りがちであり、問題が発生する前に問題防止のための予算を組むという予防策に欠けている傾向も見られます。対応する担当者もほとんどが日本人です。日本人では対応不能というわけではないのですが、中国では、中国文化独特の背景を敏感に感じ取って対応する力が必要になるケースが多いのです。

アメリカの企業では、中国をめぐるトラブルに対応する担当者のほとんどは中国人です。このほか、日本人に特有な曖昧な表現をそのまま中国に持ち込むのは危険です。イエスカノーがはっきりしない表現は中国では通用しないと聞いたほうがよいでしょう。トラブルが発生した場合、責任の所在が確認されていないのに、とりあえず謝ろうという対応をすると、さらに大きなトラブルの種になりかねません。また、日本企業は対応のスピードも遅く、対応の際の決定権を現地の子会社が持っていない等の問題も、対応の遅さに拍車をかける原因となっています。

VIII 外国投資法律の最新情報—— 「外国投資法」意見聴取稿が公布

最後に中国の法律の最新情報を簡単に紹介します。これまで外国の企業が中国に進出する場合、合弁企業、合作企業、独資企業など「三資企業」と呼ばれる形態の企業を設立してきました。これら企業に適用される法律として、「三資企業法」と呼ばれる「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」及び「外資独資企業法」がありました。今年1月になって、中国商務部はその公式ウェブサイトで

「中華人民共和国外国投資法」（草案意見募集稿）およびその説明を公布しました。この法律は2016年3月に全人代にて採択される見通しです。同法が施行されれば、「三資企業法」は廃止されます。そうなると、日本企業にどのような影響があるのか、今後注意が必要となります。

まず、会社設立の許可が不要になり、中国企業と同様に登録するだけで設立可能となります。但し、ウェブサイト上で設立について報告する義務が出てきます。また、生産過程の安全性に関する審査について、今後は必ずこの安全審査に合格しなければならぬと定められる見込みです。当該法律案は、日系中国現地法人にも大きく影響を及ぼすことが予想されるため、注視してゆく必要があります。（2015年2月26日・公開フォーラム）

講師略歴（ちよう わふく）

天達共和律師事務所 パートナー・弁護士
中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁員
中国政法大学特任教授
取扱分野・外商直接投資、企業買収、企業清算、債権回収、人事労務